

加盟団体の加盟金、分担金及び会員個人登録金に関する規程

(加盟金)

第1条 本連盟規約第7条に定められた加盟金は、次のとおりとする。

(1) 加盟金 1団体当たり 20,000円

(分担金)

第2条 本連盟規約第11条に定められた分担金は、次のとおりとする。

(1) 分担金 1団体当たり 35,000円

(会員個人登録金)

第3条 本連盟規約第11条に定められた会員個人登録金は、次のとおりとする。

(1) 一般 1人当たり 3,500円

(2) 高校生 1人当たり 1,500円

(3) 中学生以下 1人当たり 500円

(4) 京都学生スキー連盟登録者 1人当たり 0円

2 前項の会員個人登録金には、公益財団法人全日本スキー連盟会員登録金を含むものとする。ただし、京都学生スキー連盟登録者は含まない。

(納入期限)

第4条 分担金の納入期限は、毎年6月30日までとする。また、会員個人登録金の納入期限は別に定め、登録案内時にその期限を提示するものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の議決による。

附 則

この規程は、2002年（平成14年）11月 9日から施行する。

附 則

この規程は、2013年（平成25年）5月 1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年（平成28年）6月25日から施行する。